

○岩沢座長 「第三国定住に関する有識者会議」の第15回会議を、始めさせていただきます。

まず、事務局から、本日の配付資料について、説明をお願いいたします。

○中村参事官 本日の資料は、議事次第のほか、座長の方でこれまでの議論をまとめていただいた、いわゆる座長試案でございます。

この座長試案は、内容が固まってこの会議の報告書として了承されるまでは、対外的に公表しない性質のものでありますので、よろしくお願いいたします。

○岩沢座長 ありがとうございます。

最近のミャンマー情勢について、何かございましたら、外務省から御報告をお願いいたします。

○外務省 外務省人権人道課長の山中と申します。よろしくお願いいたします。

御依頼のありましたミャンマー情勢でございますけれども、御承知のとおり、ミャンマーでは、現在、民主化が進展しておりまして、その文脈と関係する形で国軍と少数民族との停戦合意が進んでいる状況でございます。

具体的に申し上げますと、昨年1月にカレン民族同盟との停戦合意が行われておりまして、これにより、国内の11の少数民族、武装勢力のうち、10の団体とも停戦合意が成立している状況です。

また、昨年5月には、少数民族武装組織との和平交渉を行う政府委員会が設置されておりまして、今年5月に至りましては、カチン族少数民族武装勢力との停戦に向けた対話が開始されております。こうした状況で、少数民族武装勢力との停戦交渉が進んでおり、停戦合意そのものについては、カチン族を残すのみの状況となっております。

こうした状況を受けまして、難民の帰還に向けた支援の余地も出てきているところと認識しております。他方で、停戦後の和平交渉につきましては、予断できない状況でございます。それに加え、現時点でミャンマーへ帰国できない、第三国定住の希望者がいるという状況を踏まえますと、現時点で第三国定住のニーズがなくなっているとは言えないと認識しております。

以上が私からの報告です。

○岩沢座長 ありがとうございます。

先月、石井委員がタイに行っておられたと伺っておりますので、何か補足がございましたら、よろしくお願いいたします。

○石井委員 ありがとうございます。

私がタイのメソッドを中心とした四つぐらいのキャンプを回ってきましたのは、9月12日から22日の10日ほどです。

これはもともとジャパン・プラットフォームという、緊急人道支援を行う組織の中のミャンマー難民の帰還支援事業という、外務省さんも入っている事業の一環です。3か年事業の一環として、事業を行うに当たって、できるかどうかという、実施可能性調査を行っ

てきました。

私は、メーラ、ウンピナム、メラウウ、メラマルアンという四つのキャンプに行ってきました。

主にどういった事業をするかということ調べてきたのですけれども、その内容はこことはあまり関係ないかもしれないので、省略させていただいて、もし御質問があれば、後ほど回答させていただきます。

要は難民が帰還するかどうかということについて、UNHCRさんともバンコク、メソッド、メーサリアン、三つの事務所で、実際その人とお話をさせていただいたのですけれども、少なくとも、国際機関、国際社会、NGOも含めてですが、タイ側の難民の方々について、帰還を促進するような議論ができる段階でもないとおっしゃっていたというのが、印象的です。ただし、一部自発的に帰る方もいらっしゃるでしょう、そういった流れが、先ほどお話のあった和平交渉の進展によっては、起きるということは、皆さん緊張を解かないというか、まだ全然ないということではなくて、準備はきちんとしておかなければいけないという状況です。

難民のカレン系の方々のいろんな団体を回りました。KRCであったり、KWOであったり、それは事業関係のインタビューが中心だったのですけれども、今、カレン州の中では、彼らの情報によると、私自身は確認も何もしていないのですが、軍自体は増強されているとか、確かに帰還のための新たな村の建設は、日本政府のファンドも含めて進んでいる部分はあるのですけれども、必ずしも先ほどお話のあったKNUという方々を入れた、あるいは地元コミュニティを入れたものになっていないので、信用できないと、基本的には考えているということでした。

もう一点は、ミャンマー側にも、逃げている国内避難民の方がいっぱいいらっしゃって、そちらにはタイのキャンプほどは支援がいていないので、そちらの方々の帰還をむしろ先に考えるべきで、キャンプはその後でしょうと考えているので、ある方が言っていたのは、うまくいっても3年から5年後ぐらいに、やっと難民の側の帰還が始まるのではないかと。むしろ国内避難民を優先させてあげてほしいということが、カレン系の方々からは、おおむね聞かれました。

もう一点、重要だと思ったところは、米国の第三国定住難民の募集がストップするというお話が以前からあって、それについて影響がどうなのかということが、非常に気になっていましたので、NGOにも難民側にもいろいろ聞いたのですけれども、驚いたのは、ほぼ影響がないということなのです。

一番の問題は2005年までに登録されている、いわゆる第三国定住ができる方々と、2006年以降にキャンプに来て登録した、第三国定住のラインに乗れない方々がいて、これはタイ政府が阻んでいる、許可していないということなのですけれども、その方々が約4万人キャンプにもいて、その方々にも第三国定住の道が開かれれば、話は別なのですが、そうでない限りにおいては、おおむねグループで、それなりのまとまった団体でいきたいと思

う人はほぼ片付いた。これは、以前、外務省さんからも報告があったところだと思うのですけれども、そういう状況は確認できました。もちろんそこを変えてほしいということは、ずっと思っています。今のところ、タイ政府の政策が変わるといふ兆しはないということでした。

もう一つは、アメリカは、グループリセトルメントと言っていましたけれども、グループで行くという、大規模な第三国定住事業は終わるけれども、個人ベースでは受け付けは閉じないということなので、結局のところ、アメリカへの第三国定住もそれなりに続くという見方でした。

あと、キャンプの中には、アメリカがストップしたということを知らない方もいました。基本的には、第三国定住にはそれほど興味がないという状況にキャンプのほうは移っているということで、私も驚きました。

したがって、2005年以前に登録されたもの、つまり第三国定住ができる、日本もそういう方々が対象だと理解していますけれども、そういう方については、行きたいという人がだんだん減っているということは、あるみたいです。

もう一つ懸念だったのは、キャンプの中で、イスラム教徒系の人たち、特に若者の中で不穏というか、本国で起きているムスリムと他の多数民族との衝突とか、いろんな問題に対して、キャンプ側でも本国で起きていることをアピールしたいという動きがあって、そこはムスリムの人たちの中での世代間ギャップというか、そういうところでのコンフリクトが心配されます。あと先ほど言ったように、2006年以降に来た方の若者の中で非行が進んでいる。それは食料配給が減っていることもあって、どうしてもキャンプ外で働かないと、家族を食わせられないという状況にあります。難民の間では、食料配給の減少から、国際社会は、難民を本国へ帰還させたがっているのだろうという疑念がどうしてもあって、恐らくUNHCRさん初め、NGOもそういったことについては、今、非常に神経をとがらせているところです。今、別にあなたたちを見捨てるつもりもないし、強制的に帰すつもりはないのだということを一生懸命言わないと、不穏な動きがキャンプに出ることが懸念されます。

そのような動きはあるので、皆さんミャンマー国内の支援にシフトしているところ、キャンプ側というか、タイ側では、その辺りがこれから不透明な中、ひょっとしたら、難民も帰っていくという決断を、どこかでするかもしれないということもありますし、それが個人個人の少数の動きなのか、ある程度グループでまとまって帰還するという事態が、ある日突然起きるのか、そこも含めて分からない状況だと思います。

私は今回雨季の終わりに行きましたので、本当に道が悪かったのですが、これから乾季を迎えて、どういう動きが出るのかということは、今後注目していきたい。何か起きるとすれば、和平交渉の進展も含めて、これから年末にかけてが、一番動くのではないかと思います。

今のところ、難民側は、和平交渉は進んでいないとはっきりと言っていました。つまり

停戦合意があった後、7項目とか、5項目とか、いろんなディスカッションポイントがあったのですけれども、一つも進んでいないというのが、難民の方々の組織のリーダーの方が言ったことです。

以上です。

○岩沢座長 どうもありがとうございました。

それでは、議題に入っていきたいと思います。

まず、第四陣の受入れ状況です。

9月27日に第四陣が入国しまして、報道もありましたけれども、選考結果等について、事務局から報告をいただきたいと思います。

まず、法務省からお願いします。

○法務省 それでは、法務省から、第四陣の方の選考手続について御説明いたします。

第四陣の方については、昨年11月にUNHCRさんに推薦者リストの提供を依頼しておりましたが、今年2月に予定しておりました面接調査までに、候補者確保にいたりませんでした。その後、3月の難民対策連絡調整会議決定による、メラウウ、メラマルアンへの対象キャンプ地拡大等の措置を踏まえて、3月末に再度UNHCRさんへ推薦者リストの提供の依頼をいたしましたところ、5月から6月にかけて、7家族、32人分のリストの提供がありましたので、6月中旬に、法務省の職員等をタイに派遣して、面接調査を実施しました。この際、あわせて、外務省さんから委託を受けたIOMさんによる健康診断も実施されました。

面接調査、健康診断の結果を踏まえて、関係省庁にこれらの方々の受入れの可否について照会・検討した結果、8月末から9月初めにかけて、4家族、18名の方々の最終的な受入れを決定し、UNHCRさん、IOMさん、関係省庁に通知しました。

そして、9月27日に成田空港に到着されたということでございます。

法務省からは以上でございます。

○岩沢座長 ありがとうございます。

続きまして、外務省から、受入れ状況について、御報告をお願いします。

○外務省 ただいま御説明のありました、4家族、18名の方々は、27日に日本にいられています。若干戻り戻りまして、9月8日、それぞれのキャンプからメソッドのプロセッシングセンターというところに移動され、翌9日から約3週間、出国前研修、文化研修、日本語研修からなっておりますが、これら研修を受講しております。

そして27日、成田空港に到着されて、東京都内のRHQ支援センター近くの宿泊施設に移動しています。

その後10月6日まで、生活、安全面等に関するオリエンテーションを受けられました。

本日から約180日間、日本語、生活ガイダンス、職業紹介などの総合的な定住支援プログラムの受講が開始されております。午前中ですけれども、私も出席させていただきましたが、RHQの支援センターで開講式が執り行われております。

このプログラムは、来年3月10日終了予定で、その後、地域社会において、自立生活を

開始することとなる予定です。

以上です。

○岩沢座長 どうもありがとうございました。

それでは、第四陣の受入れについて、委員の方等から何か質問はございますでしょうか。

○RHQ RHQから若干補足してもよろしいでしょうか。

○岩沢座長 どうぞ。

○RHQ 今、山中課長から報告があった点との重複は省きつつ、若干補足したいと思います。

9月27日に入国し、28日から10日間行われたオリエンテーションに並行して、医療機関において健康診断を行いました。

また、行政手続として、住民異動届、国民健康保険、国民年金保険の加入、児童手当の申請などを行っております。

第四陣の180日間の定住支援プログラムの特徴を幾つか申し上げます。定住支援プログラムでは、日本で生活するために不可欠な、基礎的な日本語教育を572時限（1時限は45分）、ごみの分別、保健衛生、税金や保険などの制度を学習する生活ガイダンスを120時限実施します。

子供については、生活ガイダンスの代わりに、約3週間の学校体験を実施することにしてあります。

日本語教育については、4クラスに分けて、レベル別にクラス分けをして実施する予定であります。

定住生活の中で最も重要だと考えられる就労については就労に関するガイダンスをこれまでの14時限から60時限に増やして、自立した定住生活に向けた準備を行っていきたいと思っております。

第一陣、第二陣の受入れの経験を踏まえて、さらに改善を試みたいと考えています。一例としては、転居先を早期に決定して、自治体への通報を従来よりも迅速に行っていきたいと思っております。そのため、第二陣と比べて、職場見学、職場体験の時期を1か月程度早めて、より早期に就職先と転居先を決定できるように、プログラムを改善しております。11月中旬に職場見学、12月には職場体験を予定しております。

地域に定住していく上で、地域のさまざまな関係者の方々に支えていただくことが、非常に大事になってきます。そうした認識から、雇用主、自治会、地方自治体、学校などの支援関係者との信頼関係の構築を図るため、第一陣、第二陣では、関係者間でネットワーク会合の開催などを行っております。こうして連携強化を図ってきておりますが、第四陣については、転居直後からネットワーク会合を開催して、地域との連携強化を進めていきたいと思っております。

センター所在地の地元との関係ですが、受入れに当たって地元に対する説明会がありまして、内閣官房、外務省からも出席がありました。私以下RHQも出席しましたが、町会については15町会、商店会については7商店会について、案内が出されました。

実際この事業が定着してきたという見方もできるかと思うのですが、参加者の中には地元議会議員の方が2名来られていましたし、日ごろから大変お世話になっている、町会の会長、婦人部長が見えて、激励のコメントをいただいたという機会にもなった次第です。

良かった点として、町会の会長からは、実際にRHQが実施している定住支援プログラムはよくできている、難民の方々と触れ合う機会として、学習発表会に立ち会ったり、七夕会や餅つき会といった住民との交流の機会を企画し積極的に触れ合ってきており、今後もこうした形でお手伝いをしていきたいという、非常にありがたいコメントがありました。

地元議会議員の方からは、今のRHQ支援センターで行われている定住支援はどういった形で、その後の難民の生活にどのように活かされているのか、特に第一陣、第二陣について、どのように活かされているのか、説明してもらいたいとのコメントがありました。私からは、第一陣については、実施面でパイロット事業の1年目ということもあって、いろいろ混乱もあったかもしれないということで、RHQとしても、反省を幾つかしている旨を説明しました。

第二陣については、4家族とも、お父さんたちは靴製造職人として大変成功しており、お母さんたちも、定住地で十分な形で就労しており、それぞれ雇用主から高い評価を得ているというお話を申し上げました。

第四陣についても、こういった成功例を参考に就労を考えていきたいというお話をしましたところ、定住するということは、働くということであって、非常に大事ではないか、RHQ支援センターでの生活が活かされて、定住先に行ってもスムーズにいつていることを聞いて、安心しましたという声がありました。

私たちとしては、こういった地元の理解が得られている関係を引き続き大事にして、定住支援プログラムの運営、実行に万遺漏なきを期していきたいと考えております。

以上です。

○岩沢座長 ありがとうございます。

以上も踏まえまして、委員から何かございますか。

○池上委員 御説明ありがとうございます。

何よりも第四陣が日本の土を踏んだことを喜びたいと思います。

その上で、今回、第四陣の皆さんをお迎えするに当たって、私たちの有識者会議での議論も踏まえ、家族概念の拡大、対象キャンプの拡大等といったことがあったわけです。また、言葉の対応でも条件の緩和をしたわけですが、お越しになった皆さんは、どのキャンプからいらっしゃったのかとか、つまり対象を拡大したキャンプからいらっしゃったのか、あるいは民族はカレンの方々ばかりなのか、そうでないのかといったことも含めて、少し補足をいただければうれしいです。どなたにお答えいただくのがいいかは、ちょっと分からないので、とりあえず座長に向けて質問します。

○岩沢座長 法務省、お願いします。

○法務省 それでは、法務省から御説明いたします。

今回いらっしゃった4家族、18名の中には、本年3月の難民対策連絡調整会議決定により拡大しました、新しいキャンプ、メラマルアンキャンプとメラウウキャンプに滞在されていた方々も含まれておりますし、カレン族以外の方もいらっしゃっております。

○岩沢座長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に入っていきたいと思えます。

前回の有識者会議から時間が随分経ってしまいましたが、この間、座長として、これまでの議論を踏まえまして、報告書の取りまとめに向けて、これまでの議論をまとめるという作業をしております。座長試案という形で、今回の会議に配付されているわけですが、この試案の作成に当たりましては、委員の皆様インフォーマルにいろいろ御相談を申し上げ、可能な範囲で皆様の意見も取り入れさせていただきましたし、この会議での議論もなるべく正確に反映するように努力したつもりですけれども、まだまだ不十分な点があるかと思えます。

そこで、座長試案に関して議論をしていきたいと思うのですが、残された数回の会議でこの試案を会議の報告書としてまとめていきたいと思っております。それに向けての作業ということなのです。議題の2は、報告書取りまとめに向けた意見交換と書いてありますが、これは座長試案の内容確認、調整、修正といった作業とは別に、議論をお願いしたいという趣旨で、ここで意見交換と書いてあります。

座長試案作成にあたって気が付いたのですが、重要な論点で、この会議で議論いただいている点がありまして、それについては、座長試案の確認に入る前に、議論いただいた方がいいと考えた次第です。それは、第三国定住難民に特化した定住支援の終局という論点です。さらに、もう二つ、ここで御議論いただきたいと思っている論点は、単身者、家族という論点と、パイロット終了後の受入れという最終的な結論の部分です。これらは以前にも議論しましたが、非常に重要な点でもありますし、ここで、再度、皆さんの意見をお聞きして、最終的な報告書に反映させていきたいということです。これら三つの論点をこれからの意見交換の中で、議論していきたいと思えます。それが終わってから、報告書の頭から、内容確認、修正、調整をやっていきたいと考えております。そのような進め方でよろしいでしょうか。

(了承)

それでは、まず、第三国定住難民に特化した定住支援をいつまで行うかという問題です。これはこれまで、議題という形で議論はしておりませんでした。既に入国している第三国定住難民への対応、今後も第三国定住難民を受け入れていく予定があるわけですが、受入れ条件として、自立可能性を求めている。これは既に御議論いただいたところですが、そういうことを踏まえて、いつまで定住支援を行うかというのは、一度ここで議論しておく必要があるだろうと思えますし、報告書にもそのことを書いておきたいということです。

座長試案では、我が国への一定の定着が確認できた時点まで、第三国定住難民に特化した定住支援は行う。その後は、定住外国人一般の定住支援の枠組みに移行していく。そういう方向で書かせていただきました。一般的な考え方自体は、多分御異論ないのではないかと思うのですが、我が国への一定の定着が確認できた時点というのは、何を基準に判断していくかということが問題になるわけでありまして、そこら辺りを含めて、委員の皆様にご議論いただきたいと思っています。

第一陣、第二陣の状況なども参考にしつつ、考えることができると思うのですが、一律に何年と決めるのは、やはり難しいだろうと思います。そういう意味で、我が国への一定の定着が確認できた時点と書かせていただいているわけですが、それをどうやって判断するのかという辺りが、なかなか難しいところです。そもそも一般的な方向性として、このような考え方、つまり我が国の一定の定着が確認できた時点まで、第三国定住難民に特化した定住支援を行う。その後は、定住外国人一般の定住支援の枠組みに移行していくという考え方でよろしいのかどうかということと、一定の定着が確認できた時点というのは、どの辺りで判断するのかということをご議論いただければと思います。

○太田委員 今の前提として、地方自治体や民間支援団体等による定住外国人一般の定住支援とはどのようなことでしょうか。一般の区民としての行政サービスというお話なのか、定住に向けての支援策ということで考えられるのか。

○岩沢座長 一般の外国人住民の方に現在提供しているようなサービスです。

○太田委員 例えば新宿区の場合は、新しく来られる方がたくさんいますので、そういう意味では、サービス支援のメニューがそろっているのですが、定住先へ行かれたときに、例えば鈴鹿市などは、ある程度そういうものがそろっていた。新しい定住先へ行ったときに、一般の外国人の定住支援のメニューが、その自治体にあることが望ましいとは思いますが、それも全国一律でやっているわけではないのです。要は国の基準があるわけではなくて、各自治体が現実対応でやっていることが多いですから、そういう意味では、政府の方が特別な支援をここで打ち切ると言っていて、あとは一般外国人と一緒にというような、そういう形をとられるのか、自治体としては、ちょっと不安があるところがございます。

第三国定住の人たちが、完全にほかの外国人の人たちと同じように、自立した生活が営めるという判断は、就労に関しての定着状況だとか、それは雇用主の方の御判断もあると思いますけれども、日本語能力の問題とか、そういったものにある程度の基準があって、今、日本に来ている他の外国籍の方と同じように生活できるということだと思います。

いろんな方がいらっしゃるんで、新宿の場合でも、例えば韓国でいえば、自分たちで事業をやって、日本人以上に活発に営業活動をされている方もいらっしゃれば、何らかの支援が必要な人たちもいて、一括りにできないところがあるものですから、その辺を御議論いただいて、政府として、いつの時点で手を離したいのかという議論だと思います。なかなか難しい話ではないかと思っています。

○岩沢座長 ありがとうございます。

○RHQ 関連してよろしいでしょうか。

○岩沢座長 RHQどうぞ。

○RHQ 太田委員がおっしゃったとおりで、定住外国人に向き合う地方自治体、定住外国人、サービスを提供する、サービスを受ける、ここら辺の関係が現行法制上どうなっているのかというのは、根幹の一つだと思われます。定住外国人に対して、一定のサービスを提供するという期待はされていないのではないかと思います。自治体によって、サービスはいろいろあるということをおっしゃられたんだと思います。

○岩沢座長 関根委員、どうぞ。

○関根委員 今日は新たなテーマ出しということで、そういう意味では、準備ができていないところで、お話を伺ったところなのですが、三郷は1年半経過する中で、定住のメンバーの方は、大分日本になじんできて、お子さん方は、他の日本人の子どももそうだし、他の外国人の子どもともすっかり溶け込んで、今、三郷では、日本語教室を難民の方々に向けて、御両親の教室とお子さん方の教室をやっている。そういう中では、闊達で、日本語についても、他のお子さん方と全く変わらないようなレベルまでできていると思います。そういうところでは、難民の方々に特化した形での日本語教室についても、次のステージにいくというのが、現況の感触です。そういう意味で、生活的には非常になじんできた、そういうレベルだと思います。

総論的な言葉の中では、十分に同感という気持ちで読ませていただいたのですが、今、太田委員もおっしゃったように、もう要らないですということを、自治体の立場として宣言できるかという、さまざまな不安要素がまだぬぐえていないという状況があります。それは日本の方もそうですけれども、順調に生活していたのが、ある日突然解雇になってしまったとか、事件・事故があったり、ということで、三郷で暮らす第三国定住難民の方にしても、まだ安定した状況になったとは言い難いということを申し上げたいと思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。

定着状況調査を所管していらっしゃる、外務省、文化庁から、補足があれば御説明いただけますでしょうか。

先に大森委員、どうぞ。

○大森委員 インドシナ難民について、ISSJでも定住調査を定期的にやっております、いつ定住できたか、要するにもう支援が要らないかというのは、家族の間でも要らなくなる人と、要る人が出てくるのです。おうちにいる妻は、日本語をまだ覚えていない、友達もいない。でも、子供たちはできる、夫も仕事先で日本の社会に溶け込むとか、家族で見えていくと、かえって問題が見えなくなると、個別で見えていくと、家族の中で必要な人と、必要でない人が出てくるのではないかと思います。第三国定住者としての支援は終わって、今度、一般にどうもっていくかというときに、一般の支援が家族の中の個別にいくかどうかというところは、非常に大きいと思います。

私どもが行った調査では、日本語というものは、随分長い間のネックになっております。ですから、日本語を個別に自分たちでやろうと思うと、習えないし、そこをどうサポートしていくか。

それから、経済的な不安を訴える人も多かったのですけれども、多くの人は、子供に教育を受けさせたい、いい教育を受けさせたいと考えているが、経済的にそれができない、あるいは語学的についていけないとか、そういう問題が出てきました。

今度、支援を一般の外国人と同じにするとということは、生活保護を受ける人がどっと増えるかもしれない。私は特にそれを危惧しております。インドシナ難民のときにも、生活保護を受けた人がかなりいましたので、結局、支援がなくなれば、そこに頼るかもしれません。もしサポートが必要なのであれば、個別にやる。どこでそれを判別するかというのは難しいのですけれども、その辺を考えていかないと、行政側の負担というのが、非常に大きくなるのではないかという気がしております。行政側でそういうプログラムをどんと構えてくださるかどうかということも、あるのではないかと考えております。

○岩沢座長 どうもありがとうございました。

文化庁、どうぞ。

○文化庁 日本語に関して、2点申し上げたいと思います。

先ほど太田委員もおっしゃっていましたが、「定住外国人一般の定住支援の枠組に移行」については、一般の外国人に対してどのようなサポートをするか、どのような教室を開設するかなどの基準が決まっているというわけではありません。ですから、新宿区のように充実している自治体もあれば、外国人がそれほど多くない地域では十分な体制が取れていないなど、いろいろなレベルがあります。

ここで「一般定住支援の枠組みに移行できる」と言っても、移行後の状況が曖昧ですので、読む人によって、いろいろな読み方をしてしまうと思います。それが1点です。

もう1点、大森委員がおっしゃったように、日本語が課題であるということは確かに大きい部分で、定住するときに、日本語ができるか、できないかというのは、非常に大きな観点だと思えます。

文化庁では今年度から定住先での第三国定住難民の方向けの日本語教育支援事業を準備しまして、三郷市にも使っていただいています。この事業も、いつまでやるのか、予算上の制約もありますし、定住1年までと、線を引いてしまうと、不十分なところも出てくると思いますので、定住後の日本語教育の状況も視野に入れて事業を実施しているところでございます。

○岩沢座長 ありがとうございました。

石井委員、どうぞ。

○石井委員 まず大前提として、試案という形でまとめていただいたことで、いろんな議論が整理されて、すばらしいと思います。

この議論は重要なところですよ。一定の定着の確認ができた時点で、一般外国人向けの支

援に移行するということですが、恐らく難民の人がその自治体に行かれた時点から、もう既存のスキームでの支援は始まっているはずで、移行ではないのです。既に始まっているものがあって、そこにオントップで、中央政府の何らかのプログラムが入っているというのが現状で、そこを考えていかないと、スムーズに移行ができない。

先ほどからおっしゃっているとおり、今、基盤があるところは、支援団体や自治体のプログラム、特に外国人への相談窓口があると思うのですけれども、相談窓口がないところには、そういうものを誰かがつくらない限り、そこに無責任に置いておけないことになってしまって、そうすると、現行のやり方というのは、就職先が決まれば、その自治体に必然的に行くことになるのですけれども、それが機能しなくなるような気がします。

仮に2年間はやりましょうということになったとして、2年後には地元でそういうものがない、いわゆる受け皿がないという状況で、本当に困ってしまう。そういう受け皿を作るということを約束してくれるか、既にあるところでないと、行けないという制約がつくのでしょうかという、不安がどうしても出てくるような気がします。

提案という形でいえば、最初の段階から受け入れる自治体なり、その地域におけるコミュニティ団体、これは難民の団体も含めてですけれども、一定程度こういうことができるということを話し合った上で、将来像を構築するというところが、制度設計的には必要ではないかと思います。

大森委員がおっしゃったとおりで、定着の状況は、人それぞれ違いますし、日本にやって来た年齢によっても、違っていて、小学校低学年の人で、それなりの能力がある子供であれば、1年、2年で、ほかの生徒と変わらない、下手をすると、優秀な人が出てきている。第一陣のあれだけ変遷してきた方々の子供の中でも、優秀な人は、優秀な子供さんとして、周りから好かれていますし、そういう意味でいうと、大人のほうにこそケアが必要です。これはよくセオリーで言われていることです。

そこは一体いつを基準にして考えるか。2年なら2年で、全員同じことをやって切ってしまうというやり方はやめるべきで、個人個人の状況に応じて、ケースワーカーなり、ケースマネジャーという人が一定程度担当して、モニターというか、常に寄り添ってあげるようなタイプのものが必要だと思います。地元に行ったら、地元の人がすぐに始めるのが一番望ましいと思うので、それを移行という形で、ある一定のところまでは中央政府、そこから先は自治体という、その移行の方式自体から考え直さないと、スムーズにいかないのではないかと考えている次第です。

○岩沢座長 ありがとうございます。

大森委員、どうぞ。

○大森委員 もう一つ、私が危惧しますのは、インドシナ難民のときにそうだったのですが、お友達の情報で、ここがいい会社でもうかると言われると、ぼんと移ってしまうのです。そうすると、そこで生活に困ってしまう、支援者もいないということになります。

今回、第三国定住で来た人が、ここであなたたちは自由ですと言われて、ほかのところに行かれた場合、今までその地域でいただいていたような第三国定住者に対する理解が、日本の都道府県、全ての地方都市で得られるのかどうか、あるいはそういうトレーニングをしていただけるのかどうか。それがないと、今まで受けられていた支援を頭に描いて移っていった人たちは、そこで何も支援が得られなくて、困窮するということも考えられるのではないかと思います。その辺は離れていくということを考慮した上で、どこの地域に行っても、そういう理解が得られるのかどうか、その辺はどういうふうにお考えになっているのか、不安を覚えております。

○岩沢座長 ありがとうございます。

石井委員、どうぞ。

○石井委員 先ほど日本語のお話がありまして、私も日本語はすごく大事だと思っていて、政府として、ここまでは無料で受けさせることができるということは、決めた方がいいと思います。

例えば諸外国の例に倣って、2年間なり、3年間なり、あるいは早く卒業していく人には何かインセンティブを与えるという方法で、素早く、それこそきめ細やかに、日本語能力に応じたものを、難民特有のものとしてやることはいいと思います。ただ、やり過ぎると、ほかの外国人の人から見れば、あまりにも特権階級になってしまうので、一定程度までいったら、特権階級にはいけない（有料化も考える）ということが、学習支援という部分では必要ではないかと思っています。

例えばスウェーデンであれば、1年から2年という中で、段階に応じて卒業していったら形があります。それだけやれば、ある程度ということになりますし、それ以降は、地元でお金を払ってでも日本語をやっていくことに意味があるのだという、ある意味モチベーションが生まれるような形で終了することが、必要だと思います。有料であっても、地元で日本語教育を受けられる施設がないところがいっぱいありますので、本人に判断していただくにせよ、情報提供は細かくやれたらいいと思います。

○岩沢座長 文化庁、どうぞ。

○文化庁 日本語のことが出ましたので、1点発言します。今の議論は、具体的に第三国定住難民に対する対策をどのようにやっていくべきかを議論する場なのか、それとも、座長試案を議論する場なのか、どちらなのでしょう。いろいろな議論が出ていますので、議論の性格付けははっきりさせた方がいいと思います。

日本語教育を今後どうしていくべきかという議論をするのであれば、こちらもそれなりに準備をして御報告いたします。

○岩沢座長 試案の中身、特に文言にかかわる部分の検討は別途行う。そして、第三国定住難民に特化した定住支援のあり方については、既に一定程度時間をとって議論いただいたという理解ですので、ここではむしろ、それをいつまでやるかということについてを御議論いただきたいというのが私の趣旨でした。

いつまでということを決める際に、どういう基準を考慮してもらいたいのか。我々が全部スキームを決めるということは難しいし、それは我々の任務だとは思っておりません。政府に対して、終局の時期を決めるに当たって、大きなポリシーとして、こういうやり方でやったらいかがでしょうかということ提言するのが、我々の任務だと思っています。そういう観点で御議論いただきたいと思います。

○中井委員 今、いろんな現場を知っておられる委員の方からの御意見も伺いながら、政府の方針、政策として受け入れた以上、最後を決めるとか、見極めていくのも、政府の中での方針が必要なのではないかと思います。

これはどこが所管するかとか、難しい問題があるのかもしれませんが、例えば支援体制の再検討委員会を3年経過後に作る。時期のことは例えばですけれども、3年経過後に一定期間ごとに行う。そのときには、関係省庁とか、自治体、雇用先、学校の先生だったり、RHQの方々に入っただきながら、いろんな御意見を伺いながら、特別支援を終わらせる方向ではなくて、先ほどおっしゃった、個人レベルでどういうニーズがあるのかということ掘り起こしながら、健康面、経済面、言葉の問題も、個別にあぶり出しながら、次の支援をどういうふうにしていくのか。もしくは、最終的にこの家族については手が離せる、一般の外国人の方と同じようなレベルで任せられるとしていくのかという決断を行うのは、政府内にある委員会だったり、組織であるべきではないかと思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。

ほかの2点も議論したいと思います。

大森委員、どうぞ。

○大森委員 お聞きしたいことがあります。今まで来ている方には、政府が支援するのは、この期間まで、2年間だとか、1年半だということは、最初にお伝えになっているのでしょうか。

○RHQ 伝えていないです。いつまでやるかというのは、伝えていません。

○大森委員 そうなのですか。

○RHQ 私の理解では、閣議了解のもとに、難民対策連絡調整会議決定というのがあり、定住支援施設退所後6か月経過後の定住支援について書かれております。

結論を申し上げますと、必要に応じてやっていくということですから、期限は一定に区切っていません。具体的に地域定住支援員による支援はいつまで続くのかという問いに対しては、必要に応じてやっていくということなので、最初から1年とか、2年とは決まっていません。したがって、1年、2年と、こちらからも言っていることはないです。

○大森委員 そうすると、いらした方が、1年支援していただける間に、一生懸命やらなければいけないという覚悟を固めることはできないのですね。分かりました。

○岩沢座長 どうぞ。

○池上委員 私も、今、ここの部分をずっと考えていました。第三国定住難民としての特別な定住支援から一般の対応に移行していくときに、特別な定住支援というのは、一連の

パッケージとして考えていて、定着が確認できましたといったら、それがぱっとなくなるということなのか、あるいはフルセットではないけれども、半年に1回ぐらい、ケースワーク的なものを地域の人と一緒に通訳を入れてやっていって、例えば半年、1年、2年やって、だんだん一般のものに移していくのかとか、例えば、子供たちはOKだけれども、あるお母さんは孤立してしまっていて、メンタルの問題を抱えている場合、そのお母さんについては特別な支援をやらなければ、といったように考えていくのか、どちらなのだろうかと考えています。

結論をいうと、私としては、フルセットが100対0でぼんとなくなるというやり方は、まずいのではないかという考えを持っています。

○岩沢座長 ありがとうございます。

そろそろこの議題の議論は終わって、まとめたのですが、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○UNHCR 定住者支援体制ということで、第三国定住というプログラムが、難民の恒久的な解決策の一つであるためには、彼らが難民としてここに来て、難民でなくなることを、私どもは最終的な目標としているわけです。ということは、日本に来た第三国定住の方が、実際に帰化する。その時点で彼らはやっとなんか難民ではなくなるということが一つあるのだと思います。その点をここで考慮していただく必要があるのではないかとということと、現実的に20年、30年前にいらしたインドシナ難民の方々への支援は、まだRHQは続けていらっしゃるというお話もございますので、大枠から見て、全体像を見ると、その支援も入れていけないのではないかと思えます。

○岩沢座長 どうぞ。

○池上委員 帰化という言葉は非常に大きいことで、帰化を難民でなくなることを判断する最終目標でよいのか。日本の場合でいうと、いわゆる永住ビザの取得がひとつの基準になるのではないのでしょうか。国籍はそれぞれの国のままで、永住資格を取るという方法もあります。私の感覚としては、帰化をもってというのは、すごく重いという気がします。

国際的な理解はそうかもしれないけれども、日本の状況に関していうと、帰化まで求める必要があるのかという気が一方でしています。地域で永住ビザを持って、安定した外国人として生きていくことを本人が望むのであれば、帰化までやらないといけないというのは、ちょっと難しいというのが私の考えです。

○岩沢座長 ありがとうございます。

石井委員、どうぞ。

○石井委員 子供たちの無国籍状態の問題は解消されないのです。

○池上委員 そういう意味ではね。

○石井委員 そういう方々をどうするか。キャンプで生まれた子供、日本で生まれた子供は、みんなそうになってしまうので、今はあまりケースがないですけれども、その方々の将来まで考えると、子供だけ帰化ということを選ぶ方も、今後、出てくるのではないかと

うことは、十分に考えられます。

○池上委員 それはあり得ると思います。

○石井委員 そうしないと、どこの国籍も取れないのです。それは重いのですけれども、一方で、現行の制度の中でも、ちょっとは考慮してあげないと、子供たちには大きなことになります。実際それで大学の学部を選び変えた人たちもいます。

○岩沢座長 この議題の議論は、このぐらいにさせていただきます。

今までの皆様方の御意見も踏まえて、座長試案を修正させていただいた上で、座長試案の冒頭からの確認作業の中で改めてお示ししたいと思います。

本日出てきた議論では、いつまで第三国定住に特化した定住支援をするべきかはケース・バイ・ケースである、特に人によって違う、というご指摘と、定住支援の中にもいろいろな側面があって、それが100対0で一遍に終わってしまうのかという池上委員の御指摘もそのとおりだと思いますので、その辺のニュアンスが出るような形にすることが大事だろうと思います。

他方で、第三国定住難民に特化した定住支援が無期限に続くというのは、事実上難しいと思うので、終期があることは認めざるを得ない。それをどの時点で確認するか、どの時点がその終期になるかということについていえば、我が国への定着が確認できた時点ということは、これでいいのではないかと思うのですけれども、それはよろしいでしょうか。

人によってのケース・バイ・ケースと、プログラムによってのケース・バイ・ケースがあるのでしょうかけれども、そういうケース・バイ・ケースの観点も考慮した上で、我が国への定着を確認できた時点で特化したプログラムは終わって行って、通常のプログラムに移っていく、ということです。

それから、一般の外国人の支援のあり方は、我々のマנדートを超えていると思いますので、それについて提言をすることは無いと思います。

また、「移行」という言葉がいいのかどうか。これも御指摘のとおりで、「移行」という言葉を最終的に使うかどうかは、改めて考えてみたいと思うのですが、少なくとも、第三国定住難民に特化した定住支援は、我が国への定着が確認できた時点で、一遍にはないけれども、終わって行って、一般の外国人と同じようになっていく。そして、その定着状況の判断として、生活状況、日本語能力、就労状況に関する定着状況が参考になる、という大きな方向性はよろしいでしょうか。文言はもう少し確認するということで、大きな方向性だけはここで御確認いただければと思います。よろしいでしょうか。

(了承)

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、次に、単身者の受入れ、家族の受入れ、という論点に入ります。

単身者の受入れについては、これまでの会議で御議論いただいたところでありまして、委員の方々から、積極的に受け入れていくべき、具体的に就業に対しての能力とか資質を有する単身者は受け入れるべきだという御意見がありました。

逆に、第四陣から要件を緩和して、親や未婚の兄弟姉妹を含めたわけですが、その受入れをまだ実施していないので、そこから経験を積んでいくべきだといった御意見など、さまざまな御意見をいただいていたところです。

この試案では、単身者を積極的に受け入れることの意義をまず書いて、その上で、家族と単身者では、日本に永住する上で、直面する問題とか、必要となる支援のあり方が異なっていますので、単身者を受け入れるのであれば、それに必要な新たな体制を検討する必要性を指摘しております。

他方、第六陣以降は、マレーシアを受入れ対象地域にするということで、御確認いただいているわけですが、それに伴いまして、定住支援プログラムの改善とか、各種の見直しも必要になってくるわけでありまして、地域をマレーシアに広げると同時に、単身者のためのふさわしい定住支援体制を直ちに整備していくというのは、事実上なかなか難しい面もあるということをお踏まえまして、単身者につきましては、段階を踏んで、将来的に受入れの検討を進めるべきであるという書き方になっております。

そういうまとめにしました。

この点は、既に御議論いただいた点でありますけれども、再度、委員の皆様のお意見を伺いたいと思います。どなたからでも結構ですので、いかがでしょうか。

UNHCRどうぞ。

○UNHCR 御参考までに、第六陣以降、マレーシアに広げようということを御検討いただいていることは、非常にありがたいことなのですが、6万人いるマレーシアの第三国定住を希望している人の中で、約4万5,000人が単身者です。ということは、もし単身者を除くということになると、約75%の人が日本には第三国定住の申請ができないこととなります。ですから、6万人のうちの約25%、4分の1の人に絞っていく。そこまで限定されてしまうのですかということです。

○岩沢座長 ありがとうございます。

大森委員、どうぞ。

○大森委員 単身者、家族がいないために、社会とのつながりが弱いと言えるのかもしれませんが、一方で、単身者だから、どんどん社会に出て行って、関係を作っていくという見方もできなくはないと思っております。単身者は本国においても単身なのか、あるいは家族がいて、その人が1人であるのかによっても、単身で来た後、家族を呼び寄せるという方法も考えられなくはないので、単身という理由だけで、線引きをすることに、私自身はすっきりしないものを持っております。単身者だからこそ、逆に、日本に来て孤独がなくなっていく、と思ったりもしておりますので、単身ということのみをもって、線引きすることに、それをしていいのだろうかという思いは持っております。

○岩沢座長 ありがとうございます。

石井委員、どうぞ。

○石井委員 私は以前からずっと単身はOKと言い続けているので、あえて付け加えること

もないのかもしれないのですけれども、再度強調したいのは、単身で来られている条約難民というか、難民認定までではなくても、定住者で認められているような方々を見ると、日本では出会って家族を作っています。もちろん結婚する時期にせよ、子供にせよ、自分たちで決定していくたくましさを彼らは持っているのですけれども、それに近い方々がマレーシアにそれなりにいらっしゃると思います。私は伺ったこともないし、誰がマレーシアにしばらくいた方かというのは、データでは持っていないのですけれども、少なからず、マレーシアを経由してきている方もいらっしゃいます。

今、大森委員もおっしゃったとおり、確かに学校を通じて、いろんな方々に、誰々ちゃんのお母さんという形で受け入れられている難民がいることも確かなのですけれども、そこまで持っていくまでにすごい時間がかかるので、結局、長く日本にいて、単身で自ら切り開いてきた方々の生きていくためのコミュニケーションとか、自分の周りの社会との接点づくりというところは、計算に入れた方がいいのではないかと思います。

本当に素行の悪そうな人というのは、面接である程度判断するしかないもので、それ以外の部分については、門戸を最初から閉じない方がいいという意味では、大森委員が先ほどおっしゃったとおりだと思います。

○岩沢座長 座長試案は、単身者について門戸を閉ざしているわけではなく、第六陣から対象地域をマレーシアに広げるといった新たな対象地域の拡大、親・未婚の兄弟姉妹をも受け入れるという、従来、御確認いただいた変更等も踏まえて、当面は家族を前提として受け入れる。しかし、将来的には単身者の受入れも検討すべきである、とはっきり書いていますので、決して単身者の受入れを最初から排除するという提言ではないと思っています。現実問題として、まずは家族からやって、将来的には単身者も検討してくださいという趣旨です。

池上委員、どうぞ。

○池上委員 単身者に門戸を閉ざすべきではないという点は、全く同感です。恐らく単身で入ってきた人たちは、今、石井委員がおっしゃったように、バイタリティーを持った生き様を日本でやっていく可能性が高いことも、よく理解できます。

一方で、第六陣以降、マレーシアも受入れ対象とするということは、別の言い方をすると、パイロットケース延長が終わった後、平成27年度に入ってくる可能性があるということですね。段階的に検討していこうというときに、27年度以降、誰がどうやってその検討をするのだろうかというところは、今、何も分からない。私自身、段階的に考えていこう、ちゃんと検討して、やってきた人が、この国でしっかり生きていけるような受け皿を作っていこうという考え方には賛成です。

賛成なのだけでも、私たちの有識者会議が終わった後、一体それを誰がどこでやるのかについて、事務局の側にイメージがおありであれば、伺ってみたいと思うし、ないならなくて結構です。ないけれども、何らかの枠組みを今後作っていくという方向であるという御発言であれば、それはそれであり得ると思っています。いかがでしょうか。

○岩沢座長 それは次の議題とも関連します。次の議題は、要するに、パイロット終了後の受入れをどうするかという点です。現在の試案は、見直し、レビューは、今後必要でしょうということを書いています。我々の有識者会議が終わった後も、レビューあるいは見直し、評価は続いていくという理解で、その点は次の議題で御検討いただきます。枠組みまではまだ御提示していませんけれども、第六陣が始まって、その後、受入れが続いていく中で、どこかで評価し、レビューし、見直していくという作業が、同時に進んでいくというイメージです。

今の質問は、事務局に向けられていましたけれども、何かございますか。

○中村参事官 今の段階では、かなり先のように思われますので、どうこうという、約束のようなことは申し上げられないのですけれども、少なくとも、関係省庁間において、きちんと検討していくべきと考えているところ、今後、検討が進んで、何かお話できるような状況になれば、改めて御説明申し上げたいと思います。

○池上委員 結構です。

そういう前提であれば、マレーシアのときに、一気にフルセットで、単身者にも開けという、強い主張をしなくてもいいのかという気がしています。つまりちゃんと段階を追って、しかるべきところで検討して、だけれども、今、小尾さんから御発言があったように、約4分の3が単身者であるときに、単身者には開きませんというのは、いささか不自然な議論だという気がしますので、検討の後、可能な限り、速やかに単身者も対象にしていくといいだろうというのが、私の考えです。

○岩沢座長 ありがとうございます。

ほかの委員からございますか。中井委員、どうぞ。

○中井委員 しかるべき機関で、今後、継続して検討していくということを、ある程度約束していただけるのであれば、池上委員の段階的にというところには賛成したいと思います。

この有識者会議に入れていただいて、見えてきたのは、この制度を政府の政策としてやっておきながら、各自治体なり、各関係機関に対する支援体制がまだできていないというところは、すごく大きいと思いますので、そこを拡充していくこと、そのことを段階的にやっていく必要があるのではないか、そちらの方が先ではないかと思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。大森委員、どうぞ。

○大森委員 このパイロットはいつまで続くのか、私は分かりません。

○岩沢座長 それは次の議題で御議論いただきます。

○大森委員 単身者をパイロットで受け入れることも必要ではないかと思っております。

○岩沢座長 自治体の観点から、太田委員、関根委員は、いかがですか。

○太田委員 これは前にもお話したかもしれないのですけれども、単身者といったときに、幅がかなり広がります。家族の方ということになると、ある程度年齢層も決まっていま

すし、お子さんがいらっしゃるということで、想定がつくのですけれども、入国されたときに単身者で、先ほど石井委員が言ったような方々を、どういう形で選んでいくのかというところは、UNHCRさんから推薦を受けたリストの中から、ある程度選ばせていただくことになると思いますので、単身者というところで、ただ単身者だけで広げるのではなくて、何らかの条件があってもいいとは思っています。

○岩沢座長 関根委員はいかがですか。

○関根委員 こちらの部分については、自治体として言及しにくい部分といたしますか、さまざまな先生方の御議論の中で、決着していただければと思っています。

先ほど中井委員がおっしゃったように、自治体支援というところで、逆に先ほど意見を申し上げた、三郷市として、国際交流とか、そういうものを今後どういうふうにやっていくのかという、新たな課題などが見えてきたというところでは、非常に成果があったと思っているところです。

○太田委員 1点、参考までに申し上げるのですけれども、今回の第四陣の受入れは、住民基本台帳法改正後初めてということで、改正住基法では、家族関係を証明する書類を提出しなければいけないということになっています。今回はUNHCR作成の家族関係の書類を、参考資料として提出することで、住民票上の続柄を記載し、親子関係がはっきりとして、児童手当も受けられるようになりました。

例えば単身者の方が来ました。その後、家族の方が来ました。そこを再統合させるときに、一体誰が家族であると証明するのか、血縁関係ですとか、続柄だとか、そういったところも検討する余地があると思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。

単身者、家族の論点について、ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○石井委員 今回キャンプに行ってよく分かったのは、証明書はその地域の自治体なり国が認めなければいけなくなってしまって、タイのキャンプは、タイ政府の制度の中で行っているのですが、タイ政府が出生届の受付けを、キャンプの難民に関してしない時期が結構あって、その人たちのドキュメントがないという状況があることを、今回学びまして、そこをどうするのか。

もし我々が事業をするのだったら、考えたいと思っているところなのですが、まさしくそういうことが、受入れ先にとってネックになることを考えても、難民の状況というのは、いつも安定しているわけではないし、誰かが証明してくれたり、出生届が出せる状況にないということは、ある程度、やむを得ない状況です。例えばですけれども、キャンプを出るときに、キャンプの何らかの役職の人が認めて書くとか、そういうことで柔軟に対応しないと、正直、難しいレベルではないかと思えます。タイのキャンプは、それでも世界中のキャンプの中ではいいほうだと思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。

ここで単身者の論点についても、大きな方向性としての御了承、御確認をいただきたい

と思います。

第六陣以降当面は、引き続き家族を前提とした受入れを継続する。しかし、将来的には単身者の受入れについて検討すべきであるという、そういうまとめでよろしいでしょうか。

(了承)

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、この点についても、再度、報告書を確認していくときに、細かい文言の修正などは御指摘いただきたいと思います。

次の論点に移っていききたいと思います。これはパイロット終了後の受入れ方針ということで、最終結論になります。

終了後の受入れ方針についても、既に御議論いただいているところですが、有識者会議の意見としても重要なポイントですので、改めて御議論いただきたいと思います。

日本は受入れの経験の蓄積が浅いということもありまして、支援体制等も定着したとは言えない、検証も十分なされたとはいえないという御指摘もございました。

それから、ミャンマー情勢も流動的でありまして、受入れの実施の是非を最終的に判断するのは、情勢を見た上でということも、既に議論いただいたところです。

そこで、従来の御議論のまとめとしては、ミャンマー難民の受入れの実施は継続する。しかし、枠組みとか運用の検証、見直し、レビューは、引き続き必要である。将来にわたってのミャンマー難民の受入れの実施についての是非は、ミャンマー情勢を注意深く分析した上で判断する、という方向で御議論いただいていたと思っており、座長試案もそういう方向でまとめております。

ポイントとしては、受入れの実施は継続する。しかし、パイロットの側面が残らざるを得ない。つまり、新しくマレーシアを対象地域にするという面もあります。したがって、受入れ条件とか、体制、枠組み、運用の検証あるいは見直しというのは、今後も適宜やっていく必要があるでしょう、という二つのポイントになります。

いかがでしょうか。どうぞ。

○石井委員 ただいまの御説明も含めて、異論は全くないのですが、まさしくおっしゃっているとおり、ミャンマー難民の状況は、先ほどの御説明とか、私が行った話でいえば、今のところ、ちょっと考えにくいとはいえ、和平が本当に各民族と進んでしまえば、国際社会の中におけるミャンマー難民の受入れの優先順位はきっと下がってくるはずです。

私のイメージでは、とくにムスリムの方は、現状の和平交渉がどういう形になっても、すぐに帰還できるとは、あまり思えないのですけれども、国際社会の中での責任の分担で、今後も日本が第三国定住難民の受入れを続けるのだというときに、結局難しいのは、第六陣、第七陣ぐらいを考えて書くのですということなのか、もうちょっと広い将来に向けた理想像を掲げるべきなのかによっても変わってくると思います。もし后者であるならば、ミャンマーという枠にどこまでこだわって書くのか。今は当面ミャンマー難民の受入れを継続するでも構わないのですけれども、将来的にはもう少し先まで見据えて、日本が国際

社会に貢献するためには、そのときどきの優先順位に基づくような受入れができる体制を目指すべきであるぐらいのことは、あってもいいような気がします。

一般的にいうと、ミャンマー難民は、国際会議の中でも、どんどん優先順位が下がってきています。そういうことも踏まえた結論にする方が、個人的にはいいと思います。第六陣、第七陣ぐらいまでしか考えないで、ここを考えていいのだったら、また話が違ふと思います。先ほど普段どンドン見直しをしていくので、今のところは、せいぜい2年ぐらいのことだけを書けばいいという方針であれば、それはそれでも構わないと思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。

外務省、どうぞ。

○外務省 一つ質問させていただきたいのですが、「パイロットの側面」という言葉の「パイロット」の定義付け、意義付けです。第三国定住プログラムは、常にお尻が切られているのか。そういう意味で「パイロット」という言葉を使われているのか、それとも、このプログラム自体は今後も続いていく中で、難民の受入れ方の具体的部分、例えばミャンマー難民だとしたら、どういうキャンプかといった、新しい部分に着目して、そこの部分について、検証していかないといけないという意味での「パイロット」という意味なのか、そこについて、教えていただきたいと思います。

○岩沢座長 試案のレベルでお答えすると、まず受入れの継続ということを行っています。また、新しい側面があるので、検証・見直しは必要ですということを行っています。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○IOM タイからの家族統合、家族呼び寄せのことも考えられますが、それについては、追って協議があるという理解でよろしいですか。

○岩沢座長 協議は既に終わっています。特出しで議論をいただきたいのは、第三国定住難民に特化した定住支援の終局と、単身者の問題と、今、御議論いただいている、パイロット終了後の受入れ方針です。

○IOM 組織的に質問がありまして、家族呼び寄せのときに、残っている家族も難民である必要があるのか、それとも難民でない家族もいいのか。要するに登録の問題にもかかわってくるかもしれないのですがいかがでしょうか。

また、私どものタイ事務所からの情報では、最近タイからの家族呼び寄せよりも、第一国になるのですけれども、ミャンマーからの家族呼び寄せの方が、数的には伸びているという情報がありますので、御参考までに申し上げます。

○岩沢座長 ありがとうございます。これは前に御議論いただいたと思うのですが、例えば、既に来ている難民の親を呼び寄せるというケースを想定していたと思います。

○IOM 例えば登録されていなくてもということですね。

○石井委員 これは重要な論点だと思います。キャンプ側にデータがない人ということの意味していますねもしそれがタイ側であれば、タイ政府がそもそも出国を認めるかという、根本的な問題もあります。

○IOM 登録がない方の出国には大変な作業が必要になります。

○石井委員 私はフォローできていないのですけれどもね。先ほどの2005年以前も含めて、第三国定住に当てはめられる難民は、結構限定があるので、登録がない人もそうですし、キャンプ外にいる人もいるかもしれませんし、別の国にいる方もいるかもしれないしということですね。

○IOM はい。

○石井委員 その制度の枠組みの中で、そこまで含めて、家族統合を考えますかということですね。

○岩沢座長 どうぞ。

○UNHCR あるいはタイの方と結婚なさっているミャンマーの難民もいらっしゃるかもしれませんが。

○大森委員 日本に既に呼び寄せている家族で、キャンプにいるのだけれども、そこで結婚して、来ている人の子供は難民申請しているが、配偶者がしていないケースもあります。そうすると、ばらばらにしないと、呼び寄せられないのか。難民申請していなくても、配偶者なら呼べるとか、いろんな問題が出てくるので、簡単には決められないかもしれません。

○IOM 確かにそうです。大きい話を出してしまっただけで、申し訳ありません。

○岩沢座長 ありがとうございます。

家族の呼び寄せについては、既に御議論いただいたことのまとめなのですが、将来的に家族を呼び寄せることができるよう、いわゆる家族統合についても、具体的な検討が行われるべきであるというのが、我々の提言でありまして、その際は、受け入れる我が国の社会の現状等も踏まえ、難民が自立定住し、扶養能力を有することが認められるようになった場合において、呼び寄せる家族との相互扶助を前提とした呼び寄せとして、検討を続けることが相当である、という提言になっています。その具体的な内容は、その提言を踏まえて、政府のほうで決めていただくことになると思います。

○IOM 分かりました。

○岩沢座長 今のことは、非常に細かい話なので、それを我々が提言するというのは、任務ではないと思います。

○IOM 分かりました。

○岩沢座長 パイロットケース終了後の受入れの議論を引き続きしたいと思いますが、ほかの委員の方、何か御意見ございますか。

大森委員、どうぞ。

○大森委員 インドシナ難民に対しても、その後、いろんな調査をされていましたが、多分RHQさんでも調査をされたりしていたと思いますので、引き続きの検証は、非常に大事なことではないかと考えております。

○岩沢座長 今回、マレーシアを含めるということ、我々は基本方針として確認しまし

たので、そういう意味で、検証、見直しというのは、絶対に必要になってくるだろうと思います。

先ほどの単身者の点も含めて、検証、見直しを引き続き行っていくというのは、ここで確認しているところです。

中井委員、どうぞ。

○中井委員 先ほど外務省の方が聞かれた、パイロットの定義にまさに係るのかもしれないのですけれども、もちろん全体のトーンとしては、今、皆さんがおっしゃっているとおりで、続けていくことに関しては、全く異論はないのですけれども、そうすると、これはパイロットケース終了後も続けて受け入れて、検証を続けていくのか、パイロットケース延長という言い方にはならないのですか。パイロットケースの定義上、それは5年で終わるものなのですか。同じレベルで検討を続けていくという意味から、このままこれを延長という言い方はできないのでしょうか。内容としては、全く同じだと思うのですが、終了後にパイロットの側面が残らざるを得ないというのは、ちょっとまどろっこしいというか、分かりにくいと思います。

○岩沢座長 委員の中にいろんな御意見がありました。既に議論しましたけれども、それを集約したのが、こういう形になっていまして、若干曖昧であるというのは、承知しています。期限は書いていません。ただ、今おっしゃったような、パイロットの継続という側面をもう少し強く出すのであれば、例えば5年後に大きな見直しをするとか、そういうことを考えるという方向はあり得ると思います。

どうぞ。

○大森委員 第三国定住プログラムが続く限りは、検証していく必要があるのではないかと考えております。そうしていく方が、よりいい受入れができると思います。パイロットケースに限るのではなくて、日本はパイロットが終わった後も受け入れていくのですね。

○岩沢座長 ありがとうございます。

この論点は全体にかかわる論点でもございまして、報告書の重要な部分でもありますので、引き続き議論させていただいて、あと何回か座長試案を確認していく作業の中で、この論点も再度取り上げて、最終的に報告書として固めるということにさせていただきたいと思っております。ですから、当面、確認はしませんが、試案としては、こういうことで考えていたということで、それを踏まえて、次回以降、改めて議論させていただければと思います。

それでは、今日はこれまでにしたいと思っております。非常に参考になる御意見をいただき、ありがとうございました。

今回は、11月18日にさせていただければと思います。次回以降は、座長試案を項目ごとに内容、文言の確認を行い、最終的に報告書としてまとめていくという作業をしたいと思っています。

○中村参事官 次回11月18日もこの会議室を予定しておりますので、よろしくお願ひいた

します。

○岩沢座長 それでは、本日はどうもありがとうございました。